

第 2 回大阪府市統合本部会議資料

大阪のグランドデザイン(まちづくり)について
(たたき台)

平成 24 年 1 月 12 日

大阪のグランドデザイン（まちづくり）について（たたき台）

【検討の視点】

背景

- ・ 人口減少時代の到来
- ・ グローバル化の一層の進展

府成長戦略

- ・ ハイエンド都市（価値創造都市）
- ・ 中継都市（アジアと日本各地の結節点）

新たなまちづくりの視点

- ・ 税収の長期低迷の下、社会経済情勢の変化や民需を的確にとらえながら、公共主導の需要期待型のまちづくり（「供給側」のまちづくり）から、利用者の視点に立った、地に足をつけた官民協働のまちづくり（「需要側」のまちづくり）へと転換
- ・ これまで蓄積してきた既存ストックの組換え・活用や公民の低利用地の再活用、さらには真に必要な都市ストックの新設により、広く連鎖的な都市再生を誘導
- ・ 大阪全体でこうしたまちづくりを考え、都市基盤や都市機能の充実等を図り、水と光、みどりの活用も含めた都市魅力のさらなる向上をめざすとともに、アジアを始めとする国内外の民間活力の導入により国際競争力を強化し、その効果を大阪・関西の活性化に波及
- ・ 加えて、選択と集中により、限られた資源を効率的・効果的に活かしたまちづくりを実現するため、人と暮らしを都心部に取り戻す集約型の都市構造を実現

【検討課題】

都市構造

- 大阪府下全域を対象とする、新たなまちづくりの視点に立った次世代の都市構造グランドデザイン（まちづくりビジョン）の策定が必要

まちづくりの推進

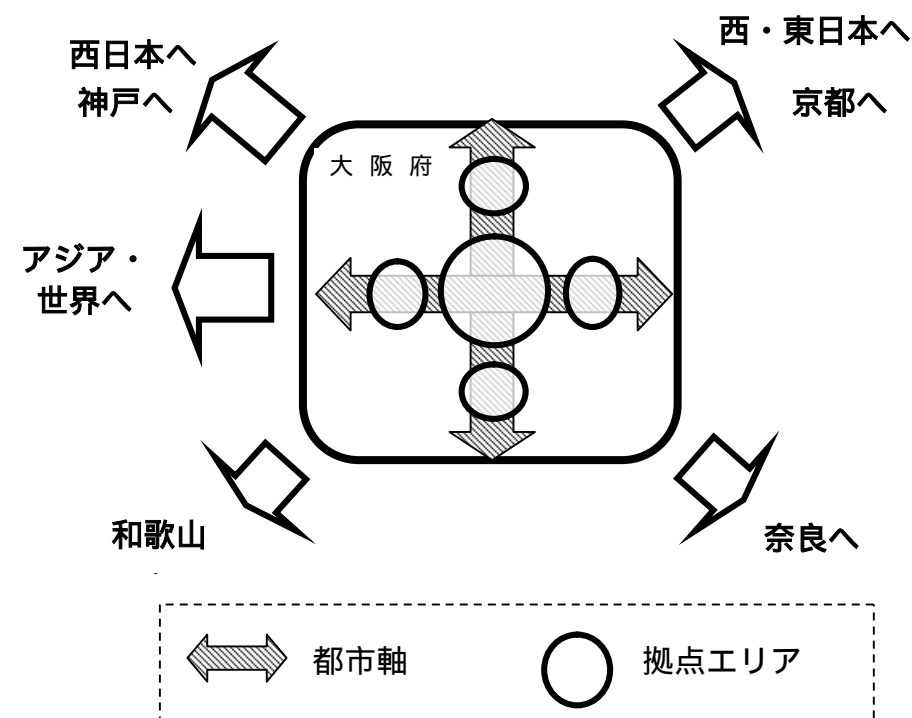
- 大阪臨海部などでの低未利用な公共用地を活用した拠点開発と、これを契機とした新たな都心構造の検討
- 御堂筋を大阪全体の軸としたまちづくりの検討
- 水都大阪の水と光のまちづくり構想実現に向けた検討

都市構造

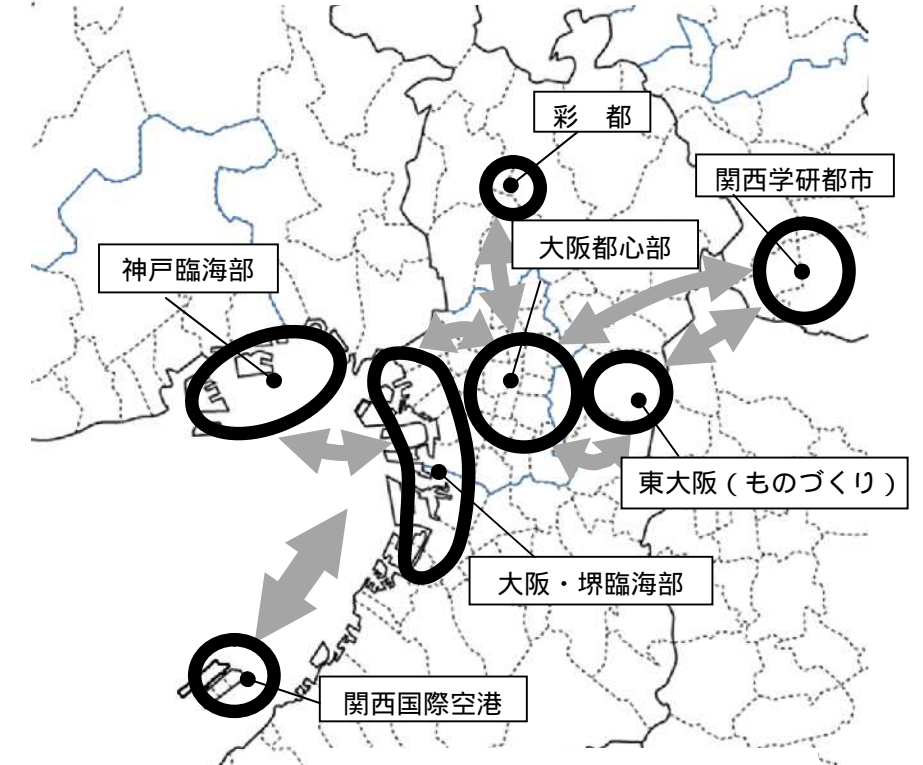
- 大阪府下全域を対象とする、新たなまちづくりの視点に立った次世代の都市構造グランドデザイン（まちづくりビジョン）の策定が必要

【検討内容】

- 府下の発展を先導する拠点エリアの整備の方向性と、エリア相互の機能補完・連携のあり方
- 全国・関西とのつながりや、府下の拠点エリアの相互連携を高めるための都市軸の充実・強化



都市構造のイメージ



拠点エリアのイメージ

まちづくりの推進（例示）

- 大阪臨海部などでの低未利用な公共用地を活用した拠点開発と、これを契機とした新たな都心構造の検討

低未利用の公共地を活用した、課題となる拠点の事例

- 大阪駅周辺地区(うめきた2期開発区域等)
- 中之島4・5丁目地区
- 森之宮地区
- 市公館周辺
- 川口地区(旧富島税関跡) など

- 御堂筋を大阪全体の軸としたまちづくりの検討

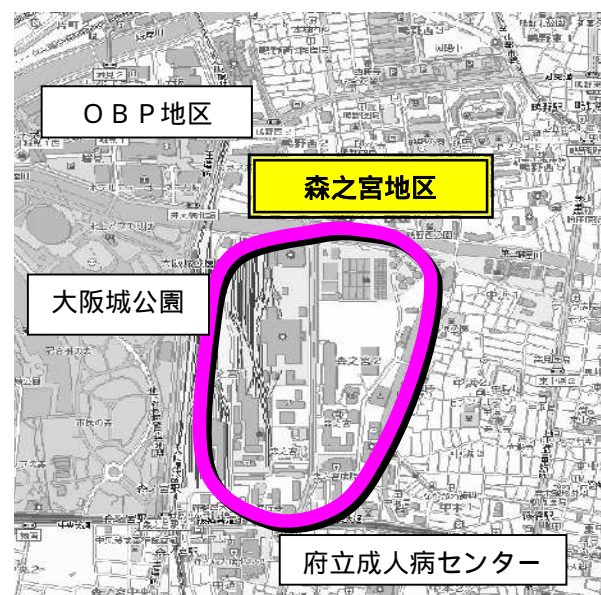
御堂筋沿道、ひと筋入った船場地区での都市機能の方向性を検討
 上記の都市機能の導入促進を図るためのインセンティブ方策を検討
 御堂筋の道路空間再編の方向性を検討
 良好な公共空間を維持するための官民協働の仕組みの導入を検討
 クリエイティブ・デザインの視点からの検討

↓
 上記を踏まえたまちづくりのコンセプトを検討

- 水都大阪の水と光のまちづくり構想実現に向けた検討

水辺に向いたまちづくり方策を検討
 夜間景観の形成に向けた橋梁や近代建築物などのライトアップの方向性を検討

↓
 (仮称)都市魅力戦略会議(部会)において議論

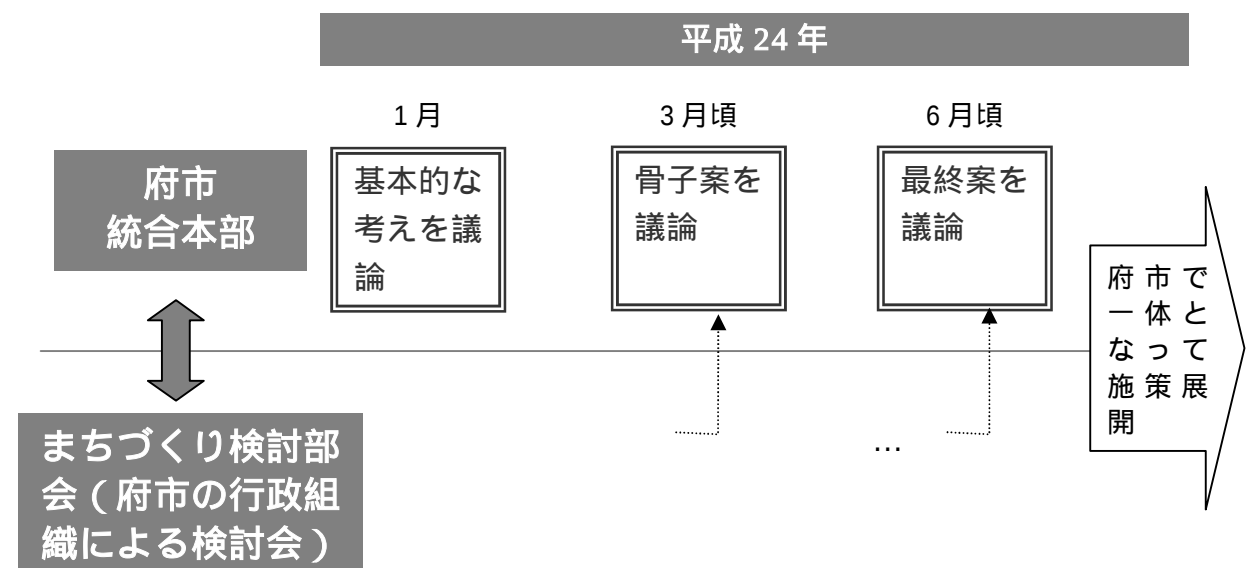


森之宮地区



御堂筋地区

検討体制及び検討スケジュール



参考資料

1 前提となる社会経済動向

(1)人口減少時代の到来

- ・我が国社会は、長期の人口減少過程にある
- ・平成 58（2046）年には 1 億人を割る（9,938 万人）ものと推計（「国立社会保障・人口問題研究所」出生中位推計）
- ・生産年齢人口は減少を続け、高齢者の人口割合は著しく増加
- ・これにともない、これまでの右肩上がりの市街地の拡大は止み、民間事業者による大規模開発についても、投資先がより厳選される傾向が顕著

(2)グローバル化の一層の進展

- ・新興国の経済発展などに伴い、国際社会での都市間競争が一層激化
- ・同時に、FTA 等の急増にみられるように、各国相互の経済的な連携はより緊密化
- ・世界全体の経済の成長により、特に、ビジネス・観光面での国際間の人の交流・往来は一層拡大

2 府成長戦略における大阪の都市像

- ・『ハイエンド都市（価値創造都市）』（社会の課題を解決し、新たな需要を創造し、成長）
- ・『中継都市（アジアと日本各地の結節点）』（アジアの一員として、アジアとともに成長）

3 御堂筋の検討にあたってのこれまでの経過等

（住機能）

- ・住機能については、御堂筋沿道立地企業との信頼関係の上で導入してきていない。
- ・御堂筋沿道等を除く船場地区では、'05.8～'09.3 までの 5 年間で約 1,600 戸程度の立地

（高さ）

- ・淀屋橋～本町間の建物の高さについては、市街地建築物法（大正 9 年）の「百尺（31m）制限」以来、昭和 44 年の建築基準法の改正による容積制の導入によって高さを 31m に制限

- ・平成 7 年からまちなみ誘導制度の制定により 50m に制限。
- ・平成 18 年に淀屋橋や本町の交通結節点では一部高さ制限を緩和し高度利用を誘導。
（御堂筋に関わる協議会等〔設置時期、事務局〕）
- ・「新しい時代の御堂筋」協議会〔H12.11～、大阪市〕
- ・御堂筋地区景観協議会〔H18.12～、大阪市〕
- ・御堂筋空間利用検討会〔H21.12～、国・大阪市〕
- ・御堂筋デザインストリート推進協議会〔H23.7～、大阪市〕等
（その他）
- ・平成 22 年 10 月市会において「御堂筋側道（緩速車線）並びに銀杏並木の維持に関する陳情書」が採択

4 水都大阪の水と光のまちづくりに関するこれまでの構想等

『水都大阪 水と光のまちづくり構想』

（水都大阪推進委員会、平成 23 年 8 月策定）

- ・水と光のまちづくりの取り組みを加速し、魅力ある大阪へ進化及び深化させるとともに、都市イメージを刷新し、世界に誇る水都大阪ブランドを確立することを目的に、「オール大阪」の共通理念として、2011 年 8 月「水都大阪 水と光のまちづくり構想」が策定された。

『中之島景観形成地域』の指定

（大阪市都市景観条例に基づき平成 13 年 6 月指定）

- ・景観形成地域は、景観的なまとまりをもった一定地域を指定し、その特性に応じた目標と基本的な方針が定められており、市民、事業者、及び行政の自主的な景観形成や、相互に連携、協力した景観形成を進める指針となるものである。

大規模建築物等については、景観法に基づく行為の届出時に、中之島景観形成地域の方針に基づき指導を行っている。

大規模建築物等：

- ・敷地面積が 2,000 m²以上で高さが 10m 以上の建築物
- ・延床面積が 5,000 m²を超えて地上 6 階以上の建築物